

バリアフリー法の改正

① 理念及び責務

- 理念に「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 国及び国民の責務に「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道駅利用者による声かけ等)を明記

② 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

○エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要

- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国交大臣が新たに作成
 - 事業者が、**ハード・ソフト計画***の作成・取組状況の**報告・公表を行う制度を創設**
- ※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【施設整備】



【旅客支援】



【情報提供】



【教育訓練】

③ バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

○具体的な事業に関する計画である**基本構想の未作成、フォローアップの欠如**等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

- 市町村(特別区を含む)がバリアフリー方針を定める**マスタープラン制度を創設**
- **マスタープラン・基本構想の作成を努力義務化**
- 併せて**定期評価・見直しを推進**

※マスタープラン作成を国の予算により支援、協議会等における調整、都道府県によるサポート

【バリアフリーのマスタープラン】(新設)

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(*)の設定

※対象地区内:

公共交通事業者等の事前届出を通じた交差点・踏切の調整
バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

【基本構想(具体事業調整)】

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

○既存地下鉄駅等では、近隣建築物との連携が有効

- 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に**近接建築物への通路・バリアフリー整備を促進**するため、**協定(承継効)・容積率特例制度を創設**

④-1 利用し易さ確保に向けた「対象の拡充」

○観光立国実現に向け、**貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要**

- **貸切バス、遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を新たに義務化**



【バリアフリー対応のバス(リフト付バス)】



【遊覧船】

④-2 利用し易さ確保に向けた「情報の充実」

○高齢者、障害者等の利用に資するため、公共交通機関に加え、建築物等に関する**バリアフリー情報の積極的な提供が必要**

- **建築物、道路、都市公園、路外駐車場のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化**
- 市町村の**バリアフリーマップ作成に事業者等が協力する仕組みを制度化**

④-3 利用し易さ確保に向けた「評価の充実」

- **障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記**